



## 新型インフルエンザ対策について

新型インフルエンザの感染が増加していますが、ようやく沈静化に向かっている？というような報道もされているようです。この新型インフルエンザが長引けば、当然ですが、零細・中小企業の経営にも大きな影響を及ぼすことでしょう。また、ご存知の通り、現在は100年に一度と言われている世界規模の大不況です。これまでは特に中小企業の金融対策について政府からの公表はありませんでしたが、22日に経産省から中小企業向けの支援内容が公表されました。

### ・中小の債務返済条件緩和を=新型インフル対策で要請/5月22日 時事通信より

二階俊博経済産業相は22日の閣議後会見で、新型インフルエンザの感染拡大に伴い経済的影響が出ていることを受け、日本政策金融公庫などの政府系金融機関と信用保証協会に対し、同日付で中小企業債務の返済条件緩和や新規融資に積極的に応じるよう要請したことを明らかにした。特別相談窓口も同日中に設置し、資金繰りなど経営上の相談を受け付けるよう指示した。

要請先は、このほか商工中金と沖縄振興開発金融公庫。二階経産相は、新型インフルエンザの感染拡大について「修学旅行のキャンセルなどで、地方の旅行者や商店街に売上減少などの影響が出ている」と指摘。影響を最小限に食い止めるよう努力する考えを強調した。

内容を察するに、特別に財源を設けて支援する・・・ということではないです。現行の制度の範疇の中で可能な対策を講じる・・・ということです。次に、5月22日に中小企業庁から公表された「新型インフルエンザに係る中小・小規模企業者への対策について」をご紹介します。

### ◎1. 金融支援対策特別相談窓口の設置

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及び各経済産業局に「新型インフルエンザに関する中小企業金融支援対策特別相談窓口」を設置し、中小・小規模企業者に対する経営上の相談を受け付ける。

### ◎2. セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の適用

影響を受ける中小企業者については、政府系中小企業金融機関において、セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）が利用可能。

### ◎3. 既往債務の返済条件緩和等の対応

政府系中小企業金融機関及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、関連中小・小規模企業者の実情に応じて対応。

### ◎4. 新型インフルエンザ対策に関する相談窓口の設置

中小企業基盤整備機構、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業診断協会及び各経済産業局に「新型インフルエンザ対策に関する相談窓口」を設置し、中小・小規模企業者からの新型インフルエンザへの対応に関する相談を受け付ける。

今後、さらに深刻になれば、別の施策が実施されると思います。22日の大臣の会見では、被害が拡大した場合は「新たな財政的な対策も当然考える」とし、融資枠拡大のため追加の予算措置をとる考えを示しました。こちらの情報についても、動きがあれば、皆様には本レポート等にてお伝えいたします。

それと、この機会に「BCP・緊急時企業存続計画又は事業継続計画」に興味を持って頂けたらと思います。

※BCP <http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

BCPとは、企業が自然災害や新型インフルエンザの大流行などの緊急事態に遭遇した場合に、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。これらの計画を取りまとめておくと、いざインフルエンザ対策資金が実施された場合、やはり、審査に多少なりとも好影響を及ぼすかもしれませんね・・・。